

新県立博物館基本計画策定調査業務委託仕様書

1 調査の目的

「新県立博物館基本構想」に示す考え方に基づき、魅力的な博物館として具体化するための「新県立博物館基本計画」案をとりまとめる企画運営業務及び検討に必要な民間活力導入可能性調査等の関連調査業務を委託する。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 新県立博物館基本計画策定調査業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から平成21年3月25日まで
- (3) 成果品の体裁、部数等 A4版 成果品(紙原稿及び製本版10部)
及びデータ一式(USBメモリー又はCD-ROM)
(成果品内訳)
新県立博物館基本計画及び同概要版
関係調査報告書
事業取組方針
- (4) 成果品の提出期限 ・ 及び (平成20年12月下旬の三重県が指定する日)
・ (平成21年3月中旬の三重県が指定する日)

3 調査検討項目

(1) 新県立博物館基本計画策定にかかる検討とまとめ

(検討項目)

活動方針、テーマ

活動計画

県民参画のための事業計画

連携により進める事業計画

資料保存・活用計画

施設運営計画

建築計画

上記検討項目 ~ を具体化するための事業取組方針

(2) 関連調査

県立博物館現有資料及び県内博物館に関する調査

ア 資料保存・活用計画の基礎データとするための県立博物館の館蔵資料の整理

- ・ 県立博物館の約28万点の館蔵資料のうち、展示等に活用するためにピックアップした資料(4800点程度)について、必要と認められた資料について寸法計測及び写真撮影を行い、既存の基礎データ(資料プロフィール・保管状況等のエクセルデータ)をもとに展示用資料整理カードの作成(アクセス等汎用ソフト利用)等を行う。

- ・ 県立博物館の約 28 万点の資料の概要を調査し、求められる収蔵環境、収蔵庫の大きさなどを明らかにする。
- イ 県内博物館ネットワークのあり方検討と構築のための諸調査
 - ・ 県内博物館へのアンケート調査の実施
 - ・ 博物館ネットワークの先進事例調査

民間活力導入可能性調査

- ア 事業スキームの検討
- イ P F I 等の事業手法、民間との役割分担・リスク分担の整理、検討
- ウ 事業手法以外の民間活力の活用にかかる整理検討
- エ 事業スキームに関する民間企業の意向等のアンケート調査
- オ V F M の試算（従来方式と P F I 方式における県負担額の積算と比較）

関係データ収集、分析調査

主に、博物館の運営及び活動の検討に役立てるため、関係データを収集、分析する。

- ア 集客予測
- イ 経済波及効果
- ウ 社会的影響（博物館が県民や地域に与える影響や効果の分析）

4 検討体制

県が受託者と共同で有識者、関係者による作業班を設置して基本計画原案を作成する。この原案を各段階に応じて、三重県文化審議会や同審議会が設置する「新博物館基本計画検討部会（仮称）」に諮り専門的な見地からさらに検討を行った上、県議会や県民意見を反映させて「新県立博物館基本計画」を策定する。

【受託者の業務】

（１）作業班

審議会に県が提出する資料や基本計画案にかかる必要事項を検討し、案を作成するために設ける。

- ア 3つの作業班を設け、1つの作業班につき5名程度の検討委員を依頼し、4回程度の会合を開催する。
- イ 作業班の検討に必要な、関連調査（3の（2）の調査）の実施及び報告書作成を行う。

なお、作業班を補助するため、必要に応じて県の関係室による庁内WGを行う場合があるが、この運営については、県が行うこととし、受託者は、必要に応じて、資料の提供や説明を行うこととする。

（２）その他のサポート

三重県文化審議会について、必要に応じて資料を作成し、会議に出席・説明を行う。

【県の業務】

(1) 三重県文化審議会

全体会

中間案、最終案について、主に文化振興の視点から意見を聴取

(委員20名程度、年間3回審議)

新博物館基本計画検討部会(仮称)

適時、資料や基本計画案を提出し、意見を聴取

(委員15名程度、年間6回審議)

(2) 県民意見交換会、パブリックコメント

中間案作成、公表後に、県民意見交換会、パブリックコメント等の手段により県民意見を聴取する。

5 委託業務の内容

(1) 調査項目にもとづく検討結果を「新県立博物館基本計画」(イメージ図3点程度の作成を含む。)及び「同事業取組方針」として、とりまとめる業務

計画書の印刷業務は含まない。

(2) 調査項目にかかる検討を行うための作業班に関する企画、運営

(3) 三重県文化審議会(新博物館基本計画検討部会(仮称)を含む。)の事務局支援(会議への出席、配付資料の作成等)

(4) 関連調査(3の(2)の調査)の実施及び報告書作成

6 調査スケジュール

(1) 基本計画

9月中旬をめぐりに中間案、11月中旬をめぐりに最終案をとりまとめ、12月下旬までに成果品としてまとめる。

(2) 関係調査報告書

基本計画に同じ

(3) 事業取組方針

2月上旬をめぐりに、最終案としてまとめ、議会、県民への説明を行い、3月中旬までに成果品としてまとめる。

7 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合については、企画提案時の検討体制に必ず明記し、三重県の承諾を得るものとする。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。